

下妻市告示第114号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定に基づき、区域の区分を次のとおり定める。

平成24年4月1日

下妻市長 稲葉本治



- 1 a 区域 平成24年下妻市告示第112号で指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
- 2 b 区域 指定地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域
- 3 c 区域 指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）による用途地域の指定のない区域